

令和3年度県北自動車関連産業女性活躍推進事業 補助金のご案内（大分県北部振興局）

○事業目的

県内北部（中津市・豊後高田市・宇佐市）の自動車関連産業事業者が行う女性従業員の就労環境の改善等に寄与する取組に対し、その経費の一部を助成することにより、女性の採用促進や定着率の向上を図るものです。ぜひ、ご活用ください。

○事業概要（詳細は裏面に記載）

【補助率】 1/2（ただし補助上限274千円）

【対象者】 県内北部の自動車関連産業事業者であること

中小企業基本法に規定する中小企業であること、女性活躍推進宣言を確約すること

【公募期間】 令和3年11月30日（火）～令和3年12月28日（火）17時必着

【対象事業】 ①ハードコース事業（設備の設置や改修など）

②ソフトコース事業（就労環境改善のための就業規則整備や見直し等）

③情報発信事業（自社情報の発信に係るHPの作成や改修等）



○令和2年度補助事業実績

【採択件数】 7件

【補助金額】 3,000千円（総額）

【取組内容】 女性用トイレ新設・パウダールーム整備、女性用和式トイレの洋式化
女性用更衣室新設、女性が従事する検査場にエアコンやスポットクーラー設置
空調環境を改善するためパーティションを設置、休憩室の整備 など

【取組の具体例】

○女性用トイレの新設
→女性従業員が安心してトイレを利用できるようになった



○検査場の環境整備
→検査場全体をパーティションで覆うことにより空調が改善し、女性従業員の負担軽減や生産性の向上等につながった



○問い合わせ・申込み先

【大分県北部振興局 地域創生部 担当：山岸】 TEL：0978-32-1373

申請様式等は北部振興局HPよりダウンロードできます。

URL：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/11612/>

○別表

事業実施主体	補助対象経費	補助率		
<p>次の要件にいずれにも該当。</p> <p>1. 県内北部の自動車関連産業事業者であること</p> <p>2. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する会社であること。</p> <p>3. 「女性活躍推進宣言」の宣言者もしくは今後宣言することを確約する者であること。</p>	<p>1. ハードコース事業 県内の本社・営業所・工場における、就労環境の改善に要する経費（設備の設置、改修、整備に係る工事費等、装備のための備品・消耗品等の購入費等）</p>	<p>2 分 の 1 以 内</p>	<p>（設備改善） 上限額27.4万円 （装備改善） 上限額20万円</p>	<p>コース1.～3.の組み合わせも可。 ただし合計27.4万円を上限額とする。（千円未満切捨て）</p>
	<p>2. ソフトコース事業 就労環境改善のための就業規則の整備、見直し等に要する経費（社会保険労務士等に支払う謝金、旅費（日当は除く）、調査研究等に必要な委託料、交通費、会場使用料等）</p>		<p>上限額10万円</p>	
	<p>3. 情報発信事業 就労環境改善等の取組を行っている企業が実施する、自社情報の発信に係るホームページ作成又は改修等に要する経費（ホームページ作成業者へ支払う作成又は改修の委託料、資料情報収集代、研修会等受講料等）</p>		<p>上限額20万円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 振込に係る手数料は対象外とする。 ・ 補助対象経費は「消費税抜額」で積算する。 		